

Visa トークンサービス特約(りそなビジネスデビットカード用)

1. (本特約の適用等)

- (1) 本特約は、「りそなビジネスデビットカード規定」およびこれに付随しまたは関連する特約(以下、これらを総称して「りそなビジネスデビットカード規定等」といいます。)を承認したりそなビジネスデビットカード会員(以下「本会員」といいます。)がカード番号のトークン化情報(以下に定義する「Visa トークンサービス」をいいます。)の利用申込み及び利用する場合の規則を定めるものです。
- (2) 本特約の条項と「りそなビジネスデビットカード規定」およびこれに付随しまたは関連する特約の条項と矛盾または抵触する場合には、本特約の条項が優先的に適用されるものとします。

2. (用語定義)

本特約において、用語の定義は、以下の様に定めるものとします。なお、本特約における用語は、本特約において別途定義されない限り、りそなビジネスデビットカード規定等において定義される意義と同一の意義を有するものとします。

- ・ Visa トークンサービス: 会員がりそなビジネスデビットカード規定等および本特約に従い、トークンリクエストが提供するアプリケーション・機能等を用いて りそなビジネスデビットカードを利用できるサービス
- ・ 本件対応デバイス: 非接触決済機能を備えた端末(スマートフォン、タブレット、ウェアラブル端末)
- ・ トークン: 本件対応デバイス、アプリケーションに発行されるトークン決済に用いられるりそなビジネスデビットカード番号とは異なる専用の番号
- ・ トークンリクエスト: Visa トークンサービス対応のデバイス、アプリケーションを提供する事業者
- ・ 本件会員情報: 本件利用申込みまたは利用にあたり必要な本人確認情報およびトークン等の情報であって、りそなビジネスデビットカード規定等で定める会員情報を含むもの
- ・ 本件利用申込み: Visa トークンサービスの利用を希望する会員が行う、当社及びトークンリクエスト所定の方法による Visa トークンサービスの利用の申込み

3. (トークン発行)

- (1) 会員は、Visa トークンサービスの利用を希望する場合には、当該会員自ら、カード規定等及び本特約の各条項を認識し了承の上、本件利用申込みを行うものとします。
- (2) 株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社関西みらい銀行(以下「当社」といいます。)は、本件利用申込みを行った会員が当社所定の基準により適格と認められる場合には、本件利用申込みに対して当社所定の方法により承諾するものとし、かかる承諾の相手方である会員を「Visa トークンサービス利用者」として、同人に対し、本件対応デバイスにトークンを発行し、Visa トークンサービスの利用を許容するものとし、当社はこれを了承します。
- (3) 会員は、本件利用申込み在先立ち、自己の責任および費用負担において、自己が管理する本件対応デバイスの準備、携帯電話通信事業者等とのインターネット利用サービス契約の締結等によ

る通信手段の確保ならびにその他本件利用申込みおよび Visa トークンサービスの利用に必要な準備を行うものとします。

4. (利用可能額および利用代金の支払い)

- (1) Visa トークンサービス利用者は、りそなビジネスデビットカード(以下、「本カード」といいます。)の利用可能額の範囲内で Visa トークンサービスを利用できるものとします。
- (2) 当社は、Visa トークンサービス利用者が前項に定める利用可能額を超えて Visa トークンサービスを利用した場合またはしようとした場合、利用可能額以内であっても短時間に換金性商品を連続して購入する場合等、利用状況が不適當又は不審であると合理的に認められる場合は、Visa トークンサービスの利用を一時的に停止または解約することがあります。
- (3) Visa トークンサービス利用者は、本特約に基づく Visa トークンサービスの利用に関する一切の債務を、りそなビジネスデビットカード規定等に従い、Visa トークンサービスの利用代金として支払うものとします。

5. (Visa トークンサービスの有効期限等)

- (1) Visa トークンサービスの有効期限は、当社所定の方法(当社ホームページへの掲載等)によって公表する日までとします。
- (2) Visa トークンサービス利用者は、前項の有効期限経過後において Visa トークンサービスの利用を希望する場合、再度本件利用申込みを行うことを要するものとします。但し、当社が当社所定の方法により、上記手続きを経ず Visa トークンサービスの有効期限を自動で更新する場合があります。
- (3) Visa トークンサービス利用者は、Visa トークンサービスの有効期限内であっても、当社およびトークンリクエスト所定の方法により Visa トークンサービスの一時停止または解約をすることができません。
- (4) Visa トークンサービスの有効期限内であっても、本会員が保有する本カードを解約されまたは会員資格を喪失した場合、Visa トークンサービスは解約されます。
- (5) Visa トークンサービスの有効期限内であっても、以下各号に該当する場合には、Visa トークンサービスは解約されることがあります。
 - ① 本カードの紛失・盗難、偽造・変造、番号盗用、本デビット情報の漏えい、本件対応デバイスの紛失・盗難等により不正利用のおそれが生じた場合
 - ② 本カードの再発行および 本カードの会員番号等が変更される場合
 - ③ トークンリクエスト所定の事由または本件対応デバイスの故障等により、本件対応デバイス内の本件会員情報が削除された場合

6. (Visa トークンサービスの一時停止・解約等)

- (1) 当社は、以下各号のいずれかに該当する場合には、Visa トークンサービス利用者に対する事前の

通知なく、Visa トークンサービスの一時的に停止または解約をすることができるものとします。

- ① Visa トークンサービス利用者が本特約もしくはそのなビジネスデビットカード規定等に違反もしくは違反するおそれがあると合理的に認められる場合
 - ② Visa トークンサービスの利用状況または本カードの利用状況が不相当または不審であると合理的に認められる場合
 - ③ 本件会員情報、本件対応デバイスまたは本カードが第三者によって拾得される等、当社が認識した事由に起因して Visa トークンサービスの不正利用の可能性が生じた場合と合理的に認められる場合
- (2) 当社は、以下各号のいずれかに該当する場合には、Visa トークンサービス利用者に対する事前の通知なく、Visa トークンサービスの一部または全部を一時的に停止し、または Visa トークンサービスを終了できるものとします。
- ① 天災、停電、通信事業者の通信設備異常、本件対応デバイス等の異常、コンピュータシステムの異常、戦争等の不可抗力により、Visa トークンサービスの一部または全部の利用が困難であるとトークンリクエスターまたは当社が判断した場合
 - ② その他、コンピュータシステムの保守等、已むを得ない事情で Visa トークンサービスの一部または全部の一時停止または中止が必要と合理的に認められる場合
- (3) 前2項までに定める事由またはこれらに類似する事由による Visa トークンサービスの一部または全部の一時停止・解約等により Visa トークンサービス利用者へ生じた損害につき、当社は、その責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

7. (善管注意義務、禁止事項等)

- (1) Visa トークンサービス利用者は、本件対応デバイスを善良なる管理者の注意をもって使用・保管・管理するものとします。
- (2) Visa トークンサービス利用者は、本件対応デバイスにつき、その修理等による第三者への一時的な預入または第三者への占有の移転、譲渡、貸与、担保提供等もしくは廃棄等の一切の処分を行う場合には、当社所定の方法により事前に Visa トークンサービスを解約するものとします。
- (3) 理由の如何を問わず Visa トークンサービスを解約しまたは当社により解約された場合、トークンリクエスターおよび当社所定の方法により、本件対応デバイスに保存されている本件会員情報を削除します。
- (4) Visa トークンサービス利用者は、本件対応デバイスに保存されている本件会員情報を一切偽造・変造・複製・解析等をしてはならないものとします。
- (5) Visa トークンサービス利用者が前4項に違反したことに起因または関連して Visa トークンサービスが不正に利用された場合、当社は、Visa トークンサービス利用者へ生じた損害について一切の責任を負わないものとします。また、その場合において、Visa トークンサービス利用者 (Visa トークンサービスが解約済みか否かを問いません。) は、Visa トークンサービスの利用料金および当社に生じた損害についてすべて支払いの責を負うものとします。

- (6) Visa トークンサービス利用者は、以下各号のいずれかに該当する場合に生じるすべての責任を負うものとします。なお、この責任には Visa トークンサービスによる利用代金の支払責任を含みます。
- ① 本件対応デバイスの紛失・盗難・詐取・横領等(以下まとめて「紛失・盗難等」といいます。)により第三者に Visa トークンサービスを不正利用された場合
 - ② 本件会員情報の紛失・盗難等により第三者に Visa トークンサービスもしくは本件会員情報を不正利用された場合
 - ③ その他前2号に準じる事由で、第三者に Visa トークンサービスもしくは本件会員情報を不正利用された場合
- (7) 前項の各号のいずれかに該当する場合または本件対応デバイスもしくは本件会員情報の紛失・盗難等が生じた場合、Visa トークンサービス利用者は、速やかに自身で トークンリクエストおよび当社所定の方法により Visa トークンサービスを一時停止または解約し、本件対応デバイスまたは本件会員情報の紛失・盗難等が生じた旨を、速やかに当社所定の方法で当社に通知し、かつ、最寄警察署に届け出るものとします。この場合、当社へはその旨を文書で届け出いただく場合があります。

8. (免責)

- (1) Visa トークンサービス利用者は、以下各号に定める場合またはその他合理的な理由により Visa トークンサービスの一部または全部を利用できない場合であっても、当社は、その責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切責任を負わないことにつき、予め承諾するものとします。
- ① 本件対応デバイス等の仕様・品質に起因する場合、トークンリクエストが Visa トークンサービスに関連して提供する技術・サービス・製品等に関する障害や技術・サービス内容の変更・終了等による場合
 - ② 本件対応デバイスのモデルが変更される等、トークンリクエストを含む本件対応デバイスの提供事業者による本件対応デバイスの仕様変更がなされた場合
 - ③ Visa トークンサービス利用者が第3条に定める本件利用申込みに必要な手続きを完了しなかった場合
 - ④ 本特約に定める、Visa トークンサービスの一時停止・解約・中止・終了・利用制限等の場合
 - ⑤ 本件対応デバイス自体または本件対応デバイス上のシステムの故障等の場合
 - ⑥ その他、りそなビジネスデビットカード規定等および本特約に定める場合
- (2) Visa トークンサービス利用者は、Visa トークンサービス利用者が本件利用申込みまたは利用したことにより、本件対応デバイスの各種機能または本件対応デバイス内に保存された各種データ等に何らかの悪影響がおよび、Visa トークンサービス利用者または第三者に損害が発生した場合、当社は、その責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切責任を負わないことにつき、予め承諾するものとします。

9. (非保証)

当社は、Visa トークンサービスに関連するか否かに関わりなく、トークンリクエスターが提供または配布する製品・技術・アプリケーション等の品質・機能等につき、何ら保証するものではありません。

10. (Visa トークンサービスの終了および停止)

Visa トークンサービス利用者は、トークンリクエスターまたは当社が以下各号のいずれかに該当すると判断した場合、事前の通知なく Visa トークンサービスを終了または一時停止する可能性があることを予め承諾するものとします。なお、この場合、当社は、その責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切責任を負わないことにつき、予め承諾するものとします。

- ① 本件対応デバイスまたはこれにインストール・保存されたデータ等に不具合等があった場合
- ② 当社または トークンリクエスターの業務の遂行上重大な支障がある場合
- ③ その他当社またはトークンリクエスターが、Visa トークンサービスの終了または一時停止が必要と判断した場合

11. (本特約の変更等)

- (1) 本特約は当社の都合で変更することがあります。Visa トークンサービス利用者は、特約変更日以降は変更後の特約に従うものとします。
- (2) 前項の変更については、当社が定める周知期間において、当社ホームページ等相応の方法で公表します。

(2019 年 11 月 14 日現在)

会員情報の取り扱いに関する同意条項(Visa トークンサービス用)

<本同意条項は、「Visa トークンサービス特約(りそなビジネスデビットカード用)」(以下、「Visa トークンサービス特約」といいます。)の一部を構成します。また、本同意条項における用語は、特段定義されない限り、Visa トークンサービス特約におけるものと同様に意義を有するものとします。>

1. (会員情報の収集・保有・利用)

(1) Visa トークンサービス利用者は、Visa トークンサービスにおけるトークン発行、Visa トークンサービス特約に基づくサービスの提供、トークン発行後の管理、付帯サービス提供のため、次の各号に定める Visa トークンサービス利用者の情報(以下、「会員情報」といいます。)を当社が保護措置を講じたうえで収集(トークンリクエスターが当社に下記①から⑤までの情報を提供し、当社が当該情報の提供を受けることを含む)・保有・利用することに同意します。なお、トークン発行後の管理には、トークンの利用確認、トークン取引の案内(決済不能時における売買取引等債務相当額の請求を含みます。)をすることおよび連絡先の確認のために利用することを含むものとします。

- ①トークン利用申込み時の登録情報
- ②Visaトークンサービスの利用状況
- ③本件対応デバイス・アプリケーションに関する情報
- ④本件利用申込み時の登録状況
- ⑤上記①から④までに準じる情報

(2)Visa トークンサービス利用者は、前項に定める目的のほか、当社が、当社の定める目的のために、情報を利用することに同意します。なお、会員情報の利用目的については、当社のホームページ等でご案内しています。

(3)Visa トークンサービス利用者は、りそなビジネスデビットカード会員としての資格又は Visa トークンサービス利用者としての資格を喪失する等、退会した後においても当社が適用と認める期間中は、本同意条項が適用されることに同意します。

(4)Visa トークンサービス利用者は、会員情報につき当社所定の保護措置を講じたうえで当社がトークンリクエストへ提供し、同社が Visa トークンサービスの提供に必要な行為および Visa トークンサービスならびに同社の製品・技術の改善等に利用することについて予め同意します。

2. (業務委託に伴う会員情報の預託)

当社は前項(1)及び(2)の利用目的遂行のために必要な業務の一部、または全部を業務委託先に委託する場合、保護措置を講じたうえで、Visa トークンサービス利用者の会員情報を当該委託先に預託します。当該委託先は、委託を受けた業務遂行に必要な範囲で会員情報を利用します。

3. (会員情報の開示・訂正・削除)

(1)Visa トークンサービス利用者は、当社に対して、会員情報の保護に関する法律の定めるところにより、自己に関する会員情報を開示するよう請求することができます。なお、当社への開示請求は第8項(3)記載の窓口にご連絡ください。また、開示請求手続きについては、当社のホームページ等でお知らせしております。

(2)開示請求の結果、当社が保有するトークン取引に関する会員情報について、万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当社は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

4. (会員情報の取扱いに関する同意条項に不同意の場合)

当社は、Visa トークンサービス利用者がトークン発行申込みに必要な事項の記載・申告を希望しない場合、または本同意条項(変更後のものを含みます)の内容の全部もしくは一部を承諾できない場合、入会をお断りすることや、退会の手続きを取ることがあります。

5. (利用・提供中止の申し出)

Visa トークンサービス利用者が、第1項(2)に関する会員情報の利用に関して中止を申し出た場合、当社は、業務運営上支障のない範囲で、これを中止するものとします。なお、中止の申し出は、第8項(3)

記載の窓口にご連絡ください。

6. (契約不成立時の会員情報の利用・提供)

当社と Visa トークンサービス利用者との契約が不成立の場合であっても、当社は、Visa トークンサービス利用者が当社に入会申込みをした事実を契約不成立の理由の如何を問わず、第 1 項に基づき、一定期間利用・提供しますが、それ以外に利用・提供されることはありません。

7. (同意条項の変更)

(1) 本同意条項は当社の都合で変更することがあります。Visa トークンサービス利用者は、本同意条項変更日以降は変更後の同意条項に従うものとします。

(2) 前項の変更については、当社が定める周知期間において、当社ホームページ等相応の方法で公表します。

8. (お問合せの窓口等)

(1) 購入した商品等に関するお問合せ、ご相談は、Visa トークンサービスをご利用された加盟店等にご連絡ください。

(2) Visa トークンサービスの商品性や利用方法に関するお問合せは、当社窓口までお願いします。お問合せ先は、当社ホームページをご確認ください。

(3) 会員情報の開示・訂正・削除、利用・提供の中止に関するお問合せ・ご相談は当社お問合せ窓口までお願いします。お問合せ先、手続きの詳細は、当社ホームページをご確認ください。

(2019 年 11 月 14 日現在)